

議 事 日 程 (令和元年12月19日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第52号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第5 議第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第6 議第54号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第55号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第56号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第57号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第58号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第59号 安八町土地改良事業分担金徴収条例制定について
- 日程第12 議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議第62号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第63号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員(10名)

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂 悟	5番 大平文雄	6番 西松 巖
7番 碓井昭夫	8番 岩田讓治	9番 山中美恵子

10番 渡 邊 明 博

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
建設調整監兼 産業振興課長	岡 田 立	総 務 課 長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	会 計 管 理 者	堀 芳 弘
税 務 課 長	坂 優	住 民 環 境 課 長	吉 村 等
福 祉 課 長	坂 和 由	建 設 課 長	河 合 一
生涯学習課長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	堀 隆 志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今 村 厚 士	書 記	定 益 直 子
書 記	馬 淵 佑 司		

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆様、改めましておはようございます。

傍聴者の方、師走で何かとお忙しいところ御苦労さまでございます。

それでは、令和元年第4回安八町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 大平文雄君、6番 西松巖君に指名をいたします。

---

議長 日程第2、一般質問をこれから行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、5番 大平文雄君。

5 番 おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

きょうも町民の方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、お手元でございますように、安八町の財政指数における将来負担比率の改善施策ということで町長にお伺いしたいと思います。

これは、将来負担比率そのものを申していますわけではなくて、この後ろに隠れているいろんな指数の、結論から言いますと、安八町の財政の脆弱化についての質問というふうに捉えていただきたいと思います。

それでは、質問の要旨に入っていきたいと思います。

自治体の財政指数は、主として4項目で評価されます。1番といたしまして実質赤字比率、2番、連結実質赤字比率、3番、実質公債費率、4番、将来負担比率から成っていると思っております。その中で、本日は4番の将来負担比率に絞って、改善施策について質問をさせていただきたいと思ってお

ります。

将来負担比率とは、自治体が将来的に負担すべき借金の残高が財政規模の何倍かを示すものでございます。算出方法は、ちょっと細かくなりますけれども、将来負担額から充当可能財源額を差し引いた部分を分子といたしまして、標準財政規模から事業費補正等を行いました交付税算入額を差し引いた額を分母とした係数でございます。その結果、安八町では平成30年度係数は103.5%という数字でございます。県下では最下位の位置に来ております。

この比率が100%を上回るということは、民間企業に置きかえるならば、負債返済のための、いわゆるキャッシュフローというふうに表現させていただきますと、このキャッシュフロー不足と言わざるを得ません。将来負担比率が極めて悪化している要因は、1番目といたしまして、分子になります公共下水道事業の負担のうち、この中で、地方交付税対応を差し引いた残高が約30億9,000万と多額計上されています。もちろん下水道の債務残高は60億を超えている。そのうちの30億9,000万がこの分子に当たるわけでございます。

2番目といたしまして、分母となる各種基金のうち、基金といいますと早い話が貯金みたいなものでございますが、各種基金のうち中心となる財政調整基金が2億6,300万、これは平成30年度末ということでございまして、極めて低い水準となっています。なお、財政調整基金は県下42市町村で、こちら最も最下位となっております。近隣自治体、例えば輪之内町ではこの数字が20億5,900万円、神戸町では22億100万円と極めて高い水準となっております。

この結果から、将来負担比率を改善するためには、分子の中心となる下水道事業負担は早急に減額することは困難であり、これは極めて長期にわたって返済していくということでございます。早急に減額することは困難であり、分母の中心的な財源となる財政調整基金の積み上げが喫緊の課題となります。

そこで、質問事項に入ります。

当然のことながら、基金の枯渇は大手企業の撤退による税収不足にもかかわらず、過去の資本的投資に対し多額の負担を余儀なくされ、財政規模の縮小が図られなかったことは明らかでございます。今後においても、この北庁舎、この建物もそうですけれども、北庁舎の耐震化がまだ図られておりません。この耐震化、旧勤労青少年ホームの利活用、安八温泉の劣化による改修、

給食センターの機器類の更新、こども園の統合等、それから防災無線の現在はアナログ方式になっておりますけれども、これのデジタル化及び屋外無線を増設する幾多の投資的支出が控えております。

このような案件が山積する中で、財政調整基金の積み上げと多額の資本的支出、すなわち財布の中身を豊かにする施策を町長にお伺いしたいと思っております。

なお、安八温泉では年間6,000万円、ハートピア安八では1億円の赤字が毎年公費によって注入されており、両施設の運営方法の変更を再検討する決断も必要と考えておりますが、あわせてこの安八温泉、ハートピア安八の財政指数の削減についても町長にお伺いしたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、大平文雄議員の将来負担比率の改善施策に関する御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

本町の財政状況や今後の財政運営における懸案事項に関しましては、大平議員が御指摘されているとおりでございます。

御質問でございます将来負担比率は、地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の財政規模に対する割合、比率となります。負債は一般会計だけでなく、公共下水道事業会計などの特別会計や一部事務組合が発行した地方債、土地開発公社の負債など、町がかかわるいわば連結的なものでございます。

本町のこの指標は、算出当初の平成19年度の148.3%以降、高いところを推移しておりまして、これまでの間に100%を切る年度もございましたが、直近の平成30年度では103.5%となっております。大平議員御指摘のとおり県下最下位にありまして、深刻な状況であることを認識いたしております。

指標のこの変動には、交付税制度や負債、財政規模などの増減、いろんな要因などもございますが、指標を下げる、改善するには、大平議員が御指摘のとおり負債を減らすこと、財源をふやすことも一因となると考えております。

負債を急激に減らすことは、一朝一夕ではなし得ないと考えております。着実に減らしていくためにも、特に地方債に関しましては毎年の償還に加え、

新たに発行する際には十分に精査し、必要最小限にとどめることが必然となります。

一方、財源、御質問の財政調整基金を増加させる施策でございますが、本年度、令和元年度末の財政調整基金残高の見込みは、現在の予算額に基づく約3億7,000万円となり、平成30年度末に比べますと約1億円の増加となります。大平議員が御質問で述べられているように、施設の改築や諸事案への対応など、多くの費用を要する案件が山積をいたしております。どれも重要な案件ではありますが、事業の緊急性や有効性などを十分に精査、厳選した上で、優先順位を定め実施していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、災害など不測の事態へ備えなければならず、当面は財政調整基金の確保を最優先に取り組み、早い段階で、できれば向こう5年以内にも10億円を確保したいと考えております。

ただいま施設の運営方針の見直しや財政構造の改革などを柱としました行財政構造の改革や、新年度予算の編成を進めているところでございます。基金への積み立てを進めるため、入るをはかりていずるを制す、財政の心構えとなるこの原点を再認識いたしまして、極力基金に頼らない予算編成を念頭に置きまして、歳入では主に税の確保、増収に、歳出では予算執行の段階でさらなる精査に努めていきたいと考えております。企業誘致にも早期に具現化できるように、引き続き推進を強化していきたいと考えております。

また、税、保険料、上下水道料金の滞納整理にも、各課の横断的な連携をより密にいたしまして、徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、議員の御質問の2点目、安八温泉、ハートピア安八の運営方法についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この両施設とも経費の削減に努めているところでございます。どちらの施設も安八町のシンボリックな存在であり、行財政構造の改革の中で運営方法を方向づけしてまいりますが、現状では、今後とも存続していく方向を考えております。

まず安八温泉につきましては、入館者が減少してきております。それに伴い収入も低減の傾向にあります。入館者は、平成27年度の年間24万7,000人をピークにいたしまして減少傾向に転じております。平成30年度では23万6,000人となっており、無料の方は全体の4割となっております。

運営費につきましては、年々削減に努めておるところでございますが、大平議員御指摘のとおり、年間6,000万円相当の金額を補填いたしております。

当該施設は福祉的施設の面もございますが、これだけの補填を要することに対しまして、何らかの手だてを講じなければならないと考えております。財政が逼迫する中、懸案事業への財源の配分や、さきの御質問へのお答えのとおり基金への積み立ても行っていかなければならないと考えております。

このような厳しい状況でありますので、温泉の機器などの経年劣化等に対する大がかりな改修、修繕もすぐにはできない状況でございます。運営費の削減、経営の安定化を図るためにも、無料対象者の設定の是非も含めまして入館料の見直し、また閉館時間の繰り上げ、週休日を設けるなどの開館時間など見直しによる職員の勤務体制の見直し、機器などの長寿命化などの検討を進めてまいりたいと思っております。

ハートピア安八につきましては、図書館機能など公共としての役割もあると思っておりますが、経費の削減には努めなければならないと考えております。これまで事業の見直し、閉館時間の短縮など経費の削減に努めてまいりました。会館当初の平成16年度では、年間1億5,000万円の運営費でありましたが、平成24年度には1億1,000万円、本年度は約1億円となっております。

開館17年目を迎えるに当たりまして、経年による修繕箇所がふえてきていることや各種システムの更新も重なり、全体の運営費削減のペースが鈍くなってきているのも事実でございます。夜の図書館ツアーなどのイベントや、館内展示など見直しによる業務のコンパクト化、それに伴う職員配置数の見直しによる人件費の削減も図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、財源の制約を受ける中にあります。大平議員の御提言のとおり、施設運営方法の再検討の必要も十分認識をいたしております。今後の行財政構造の改革を進める中で、他の事業の利用料金、例えば放課後児童クラブの利用料金なども含めて検討を行いまして、来年度中には方向づけいたしまして、実施できるものから取り入れてまいりたいと考えております。施設の改修など、なかなか行き届かないところもございますが、職員が一体となり、住民の皆様の御理解、御協力をいただきながら改革に取り組んでいきたいと考えております。

どうかよろしくお願ひ申し上げまして、大平議員の御質問に対する回答と

させていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

今御答弁いただきまして、従来よりは、少しは突っ込んだ御回答をいただいたというふうに思っております。

なぜ今回12月に私がこういう質問をするかという、ちょうど今、来年度予算の編成の真っ最中だということで、このことを踏まえて来年度予算の編成にも当たっていただきたいと思っております。財政調整基金、いわゆる財布の中身でございますが、早急に輪之内とか神戸町のような20億にするとか、そういうことはなかなかできないと思えますけれども、ただ5年の期間を設けて10億ということで、俗に言う約束手形を切っていただいたというふうに思っております。

安八温泉、あるいはハートピア安八の件も非常に問題になっております。例えば、町長も日ごろから言われておりますように、今も言われましたけれども、安八温泉は福祉施設だというようなことでございますが、これからもいわゆる財政の中で、教育、いわゆるこども園の統合化、あるいは学校等の補修等が待っております。この教育施設への投資、あるいは高齢者の増加による医療費の増加によって、それからあとは障害者対策、こういうようなことに財源を割いていかなければならないということでございます。

だから、福祉施設ということは、私個人的には、本当に財布の中身が豊かにならなければこそできる問題であって、常に毎年6,000万の赤字を公費で補填しているというようなことは、民間企業では1年たりとももたないというような状況でございます。ハートピア安八でも、これは収益物件ではございませんから、1億円の毎年公費の注入ということでございます。だから、できるものから早急に対応していただきたいというふうに思っております。

町長は御存じかどうかわかりませんが、今公衆浴場、銭湯の料金は、御存じの人が見えるか見えないかわかりませんが、今460円ですね、大人がね。その辺のところを含めて、大人が460円、すぐ近くであります池田温泉でも、新聞によりますと今回値上げをするということでございます。安八温泉は、24年に約1億を投資して温泉を掘削していただきました。本来ならば、その



ときに料金体系を見直すべきでなかったかということです。

我々、外食しておりますと10月から消費税が上がりまして、何もかも値上がりしております。そういうことで、安八温泉だけが正規だということじゃなくて、料金体制もそうです。人員の見直しも図りながら、本当の財源確保に努めていただきたいと思います。

スマートインターの企業誘致は、将来的には楽しみになってくれますけれども、これが本当に収益に直結するのは、私が思っておるのは10年先だというふうに思っております。そういうことで早急に、答弁していただきましたように約束手形のようなものでございます。それを踏まえて来年度予算の編成に当たっていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、8番 岩田讓治君。

8番 ただいまは議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私から2つ質問をさせていただきます。

最初1つは、新年度予算の関係でございます。もう一つは、災害のときの共助の体制づくりということで質問させていただきます。よろしくお願いたします。

第五次総合計画の半分も過ぎました。その総括と後期基本計画のスタートがことしでございました。また、町財政が極めて厳しい中、令和2年度の予算づくりが今進んでおることだと思えます。

町長は新年度予算をどのようなお考えで、安八町をどのような方向に導いていくのか、どんな事業を具体的に進めようとしておられるのか、これについて具体的な説明をお願いしたいと思います。

これに係る予算絡みの具体的な事業についてお尋ねをさせていただきます。

市街化区域における道路幅が4メートル以下の未整備の道路の状況についての質問でございます。

昭和46年に市街化区域と市街化調整区域の線引きがなされました。農地の固定資産税が上がっても市街化になれば道路は広く、上下水道が整備され、多くの人に移り住み、地域が活性化すると考えられておりました。しかし、

現状はどうでしょうか。道路は昔のまま草が生え、どこまでが道路なのかわからないほど路肩は崩れてしまい、市街化区域の道路とはほど遠い状況でございます。このような道路が、当町には延長して何キロメートルほどあるのでしょうか。

このような道路に面している農地はもちろん、建物は県の許可が出ませんので建てられません。でも、農地の固定資産税は毎年支払わなければなりません。地権者は、地価が高いところの市街化の農地1反当たりの固定資産税は12万7,000円ほどかかって、1年間払っておられます。地価の安い市街化区域の農地でも、1反当たり固定資産税は3万2,000円ほど払っておられます。

一方、調整区域では、農地1反当たり固定資産税は2,000円でございます。地価の高いところと低いところを比べますと、60倍以上の差があるということでございます。地権者は高い固定資産税を払っているにもかかわらず、道路が整備されていないため、建物を建てたり土地を処分することができず、50年近く我慢されてきたのでございます。

ことしの夏、このことについて現状調査が行われました。この調査を踏まえ、新年度予算には市街化区域の未整備道路工事を町の義務だと考え、早急の対応が必要だと思います。担当課長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

さて、2つ目でございます。

災害時の共助の体制づくりを早急にということでございます。

10月12日、本州を縦断した台風19号、広範囲にわたり川の氾濫、土砂崩れ、そして突風など甚大な被害をもたらし、多くの人々が命を落とされ、また避難生活を余儀なくされました。心からお見舞い申し上げます、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、このように今の日本は、自分たち人間が便利で生活できるような地形まで変えてしまい、台風や大雨があればどこかで大きな被害が出ると、そんな状況でございます。

当町には、これらに備え、安八町地域防災計画が平成25年9月につくられました。しかし、この中には公助にかかわる人、つまり町職員、消防関係者、警察、自衛隊、学校、医療関係者、あるいは河川関係者やら気象庁の関係の

方々などの行動マニュアルが中心でございまして、住民不在の計画のように思われます。

また、当町の第五次総合計画の中には自主防災組織の強化として上げられております。しかし、その自主防災組織すら地区には存在しません。各地区には区長、消防団員、自衛防災隊員、民生委員、女性防火クラブ員など、その特性を持った組織はありますが、これらは縦の組織で横につながっておりません。いざ災害が起こったとき、どの組織もどう動いていいかわからないのが現状だと思います。共助のあり方を住民目線で考える必要があると思います。これらをつなぐのが防災士の役割だと考えます。役場の職員だけでなく、地域にも防災士の育成が必要ではないでしょうか。そして、総合的な真の防災力の向上が急務でございまして。

担当課長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、岩田譲治議員のどう取り組む、新年度予算につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

現在、新年度予算の編成を進めておりますが、予算編成に当たっての方針を述べさせていただきます。なお、後段の市街化区域内における未整備道路の現状につきましての御質問に対する答えは、担当のほうからさせていただきます。

本格的な人口減少、超高齢社会へ移行していく中で、町財政も依然と厳しい状況下にあります。財政状況の好転・健全化を目指し、町の発展、活性化につながるための機能、エリアの整備といたしまして、これまでも安八スマートインターチェンジを核として周辺環境の整備、また土地利用の見直しを進めてまいりました。来年度は都市計画区域の見直しの年に当たります。引き続き市街化区域の拡大、企業誘致の促進を最重要課題として取り組み、できる限り早期に効果が得られるよう鋭意努力していきたいと考えております。

一方、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化などにより、需要額も増大いたしまして財政状況を逼迫させる要因ともなっておりますが、行財政構造の改革を進め、財政の好転・健全化を目指していきたいと考えております。また、安八の将来を支える若者や子供たちに、その豊かな町をつなげていき

いと考えております。

現状の財源では緊縮型の予算編成になるかと思われませんが、今後のまちづくりの基盤整備の期間との強固な認識のもとで、全職員が英知を結集させ、事業推進、予算編成に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、子育て環境の充実、また生活環境の改善、向上につながる分野には重点的に配分できないかと検討していきたいと考えております。

以上、岩田譲治議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続いて、建設課長 河合一君。

建設課長 岩田譲治議員の市街化区域内における未整備道路の現状についてお答えをいたします。

当町は、昭和36年8月に大垣都市計画区域に指定され、昭和46年8月に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定め、昭和48年12月に市街化区域内に住居地域や工業地域などの用途地域を定めました。その後も、地区計画等により市街化区域の拡大を図ってきたところでございます。

町では、この区域区分や用途地域の決定以降、道路や上下水道などを順次整備してまいりました。しかしながら、限られた財源の中で、その時代の社会情勢、住民ニーズに応じ、緊急性、有効性を精査し、道路や上下水道以外のさまざまな事業も展開してきており、岩田議員が述べられるような市街化区域内の整備がおくれている地域が一部ございます。

議員御指摘のとおり、市街化区域内に農地をお持ちの方には、市街化調整区域内の農地に比べ高い固定資産税を納付していただきながらも、当地域の整備が長い間おくれてきたことにつきまして、大変御迷惑をおかけしているところでございます。

少子・高齢化がますます進展し、人口が減少していく時代を迎え、当町の人口もことし10月に1万5,000人を割りました。人口を増加させ、持続可能で暮らしやすいまちづくりを実現していくためには、安八スマートインターチェンジを最大限に生かし、企業立地を促進して雇用を創出するとともに、移住・定住促進対策、子育て支援施策など、地域間競争に勝ち抜き、町を活性化させるための施策をさらに強力に進めていかなければならないと考えており、その基盤として市街化区域内の道路、上下水道などのインフラ整備は大変重要であり、町の責務であると考えております。

そこで、1点目の御質問、市街化区域内における道路幅が4メートル以下の未整備道路の現状についてでございます。

本件について、建設課で9月に調査を実施し、一部県、建築事務所とも協議中でございますが、その中間報告としての数値でございます。

工業専用地域を除く市街化区域内で建築物を建てることのできない道路幅が4メートル以下の未整備道路は、町内には約4.7キロメートルございます。また、建築物を建てる場合、県、建築事務所の建築審査会の同意許可を必要とする道路幅が4メートル以下の未整備道路は約2.8キロメートル、さらに建築基準法により基準道路幅の4メートルを確保するため、自主後退が必要となる未整備道路は約3キロメートルと、合計で約10.5キロメートルの見込みでございます。

2点目の御質問、新年度予算への市街化区域内の未整備道路の対応についてでございます。

過去5年の工業専用地域を除く市街化区域内の道路整備工事は約300メートル、今後の整備予定のための測量設計業務が約680メートルと、決して十分な整備状況ではございません。現在、新年度予算を編成しているところでございます。厳しい財政事情ではございますが、税負担の公平性を確保するためにも、また1点目の御質問で提示した未整備道路の延長が早急に解消できるようできる限り道路改良事業費を盛り込み、計画的な整備に努め、町の発展、地域の発展につなげてまいりたいと考えております。

以上、岩田譲治議員への御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田譲治議員の2つ目、災害時の共助の体制づくりを早急につまみしでの御質問にお答えさせていただきます。

防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識を一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人で、令和元年11月末現在におきまして、全国に18万2,583人の登録者が見えます。その知識・技能を伝え、地域の防災力を高め、地域の防災体制の確立の担い手として全国各地で活躍をされておられます。

安八町では、地区防災訓練、令和元年度におきましては6地区が実施され

ており、また今後におきましても3地区が実施予定でございます。それらや、また防災資機材につきまして、令和元年度においては9地区が購入済みでございます。それらの購入に対する補助を行いまして、地域防災力の向上に努めているところでございますが、それらを活用していただくための自主防災組織の設立・強化が急務となっており、その役割を担っていただくために各地区の中に防災を担当する人が必要だと考えております。

現在、役場職員で防災士の資格を有する者は10名ほどおりまして、地域での活動に対しましては、防災訓練の計画へのアドバイスや訓練のサポートを行っておるところでございます。具体的には、仮設トイレの設営や避難所体験コーナー、また図上訓練などを実施しておるところでございます。

しかし、自助、共助、公助という観点から考えますと、どうしても公助に対する考えに重点を置いて考えざるを得ないところでございます。そこで、県下では自治会役員の中に防災士や防災担当という役職でもって役員を位置づけまして、地区での防災訓練や防災の取り組みを行っている地域もございます。

自治体単位での防災士会を設立して取り組む方法もございしますが、安八町が目指すところは地域に根差した横のつながりで、具体的には防災士を中心とした各地区、地域における区長、自衛防災隊員、消防団員、女性防火クラブ員、民生委員などの役職の方々が連携されることを重視した防災力だと考えております。

そのためには、独自で養成講座を開講し、防災士を養成している自治体もございしますが、清流の国ぎふ防災・減災センターが主催しております清流の国ぎふ防災リーダー養成講座が開催されておりますので、この養成講座に積極的に参加、活用していただきたいと考えております。

以上、岩田讓治議員への御質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議 長 岩田讓治君。

8 番 どうもありがとうございました。

先ほど町長のほうから答弁がございました。子育て環境の充実並びに生活環境の改善ということでございましたけれども、私は具体的にお願したいというふうにお話をさせていただいたんですけれども、具体的なところが出

てこないということで、私なりに考えてみますと、子育て環境の充実というのは、やはり保育園のエアコンではないかなあというふうに思っております。

そして、生活環境の改善というと、やはり道路の問題じゃないかなあというふうに思っております。このあたりを、現在の町長のお考えを具体的にお話をいただきたいということでございます。

あと、これは質問ではございませんけれども、防災というのは、やはり今すぐここで何かが起こっても不思議ではない、そんな状況でございます。あしたこうする、あさってこうするというのはのきなことを言っている場合じゃございません。早急に取りかかっていたかまして周知、徹底できるような、そんな自覚の持てるような対策をぜひとも早急に打っていただきたい。それがやはり行政としての一番大きな使命じゃないか、生命、財産並びに身体、こういうものを守るのがやはり行政の使命でございます。十分に御理解いただきまして、早急の対策をお願いしたいというふうに思っておる次第でございます。

それでは、町長のほうから今言いました具体的な施策を再質問としてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、岩田譲治議員の再質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、新年度予算の編成を進めているところでございますが、私、町長の査定は年明け早々から行う予定であります。いろいろ盛り込みたい事業は思い描いておりますが、財源との調整もありまして、現段階では確実なことは申し上げるといっては非常に難しいと考えております。明言できないと思っております。その点だけは御了承いただきたいと思えます。

ただ、御質問にございましたこども園の空調設備の整備に関しましては、私も必要性は十分認識をしているところでございます。昨年の猛暑対策といたしまして、より子育て環境を向上させるためにも、この関係につきましては優先的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

また、道路整備につきましても、先ほど建設課長からも回答させていただいた部分もありますが、市街化区域内の道路、そして通学路などにおきまして、その有効性、諸状況などを勘案いたしまして、国の補助金などの財源を

確保しながら計画的に取り組んでまいりたいと今のところ考えておるところでございます。

なかなか行き届かないところ、御要望に十分お答えできないところもあり、申しわけなく思っておりますが、どうか御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で再質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8番 ふだんから町長さん、子供は町の宝だというふうにおっしゃっておられます。そういう中で、ぜひとも今おっしゃっていただいたことを実現いただくようお願いをしたいということを最後にお願ひしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、3番 傍嶋邦博君。

3番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

それでは、私からは条例、規則等に沿った行政運営についてという内容で、現在の行政運営が条例、規則等を遵守して行われているか確認するために質問させていただきます。

私からの質問は2点ございます。

1点目は、令和元年11月30日の岐阜新聞に「訓練めぐる支給未払い」、安八郡安八町の消防団で分団長を務めていた同町の男性会社員43歳が29日、訓練や警戒に出席した際に支払われる費用弁償に未払いがあるとして、町を相手取り15万3,000円を支払うよう求める訴えを大垣簡裁に起こした。

訴状によると、条例では訓練や警戒に出席した場合は、1回当たり3,000円の費用弁償を支給すると規定されている。男性は分団長を務めた2014年度、火災の訓練などに65回出席したが、うち51回分が未払いだという。男性は町に支払いを求めて請求書を送ったが支払いがなく、その後申し立てた調停が不成立となったため提訴した。町の担当者は、取材に、訴状が届いていないのでコメントできないと答えたとの記事が掲載されておりました。

記載内容の訴状の内容によると、訓練に出席したが、条例で規定されている支払われるべき費用弁償が支払われていないとのことですが、これは安八



町は条例を遵守していたのか、遵守していなかったのかどちらなのでしょう  
か。

そもそも本件は、各法律、条例、規則等に照らし合わせると支払わなければ  
ならないものなのか、支払わなくてもよいものなのかどちらなのでしょう  
か。また、調停が不成立となったため提訴したとも記載されておりますが、  
調停では問題解決のためにどのような話し合いが行われたのでしょうか。

費用弁償の未払い分を支払わないとするのであれば、支払う必要がない根  
拠を相手方にしっかりと説明すれば、理解、納得されて裁判にはならなかつ  
たのではないのでしょうか。裁判になれば、町としても費用がかかります。裁  
判より調停、調停より話し合いで済ますことが大切です。

調停にて、相手方に根拠のある説明をして裁判にならないような話し合い  
がされたのかどうか。根拠のある説明を相手方にしたが、それでも裁判にな  
ってしまったのか。この点について、安八町はどのような法律、条例、規則  
に即した検討及び対応をされたのかお聞かせいただきたい。

また、2点目といたしまして、行政運営についてはいかがでしょうか。各  
法律、条例、規則等で規定されているにもかかわらず、慣例や怠慢により定  
められたことが遵守されていないことはないのでしょうか。

例えば、公務のため職員が出張した場合、安八町職員の旅費支給規則第8  
条第1項第2号で規定されている旅費請求書（第2号様式）の書類が作成さ  
れていきますでしょうか。これは一例ですが、職員が作成する文書において定  
められた様式が使用されていなかったり、本来備えなければならない書類が  
作成されておらず、不備があるものはないのでしょうか。

行政運営及び職員が職務上作成すべき行政文書に関して、条例、規則等の  
遵守状況について御説明をお願いいたします。

議 長 調整監 水谷秀平君。

調整監 それでは、傍嶋邦博議員の条例、規則等に沿った行政運営についての御質  
問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、消防団の費用弁償に関する点についてでございます。

議員御指摘のように、新聞報道があったことは町としても承知をしており  
ます。また、先般、安八町在住の元安八町消防団員の方から、平成26年度の  
安八町消防団の訓練に関する費用弁償を求めて安八町を相手取り訴訟を提起

されているのは事実でございます。

安八町においては、これまで消防団員の費用弁償の支払いに関しまして、地方自治法または安八町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に従いまして行っているという認識でございます。今後においても、法令、条例等を遵守して執行していく所存でございます。なお、今回訴訟が提起されました案件の具体的な点につきましては、現在係争中の事案でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

また、同案件の調停に関する御質問に関しましては、答弁によって調停の当事者である相手の方に御迷惑が及ぶ可能性もございます。また、調停は非公開の場で行われております。その内容を議会という公の場で公表することは不適切と考えられます。よって、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、2点目の御質問の行政運営についてでございます。

地方公務員である安八町の職員は、法令、条例、安八町の規則及び規程に従うのは当然のことです。そのことは、地方公務員法にも明記されているところでございます。

議員御指摘の安八町職員の旅費支給規則第8条第1項第2号に規定されている旅費請求書（第2号様式）につきましては、職員が主張中または赴任中に死亡した場合における旅費の請求に関する様式であることから、これまで該当する事案の発生がなく、作成していないものでありますが、そのほかには、これまで行政運営において法令等を遵守して進めている中において、規程や規則に様式等を定められているにもかかわらず、別の様式等によって運用が図られている事例も散見されるところであり、現在、順次改善を図っているところでございます。

以上、傍嶋邦博議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

まず、訴訟についてなんですけど、今回、訴訟についてコメントは差し控えさせていただきますというお答えでしたが、今回の問題は民法の債務不履行に当たることだと思っております。こちら時効は10年、今回元消防団ということで1人の方から提訴をされたということですが、御存じのとおり消防団

は1人ではございません。そのときには約100人が見えたんですが、今回15万3,000円の請求ということなんですが、その金額が100人の分、そして時効が10年さかのぼるとなると、安八町においても大変費用がかかってくるような形の案件でございます。これは安八町だけにとどまらず、近隣の大垣市や輪之内町、神戸町とか近隣の市町にも大変影響を及ぼすような案件だと私自身は思っております。

今回の民事裁判は、民事裁判というものの自体が紛争の解決を目的とするものですから、判決をしなくても当事者が合意できればそれでいいという考えのもとに開かれるものです。

2019年7月19日に公表された裁判の迅速化に係る検証に関する報告書によれば、2018年中に終了した地裁の民事第1審事件、過払い金等以外での和解率は35.7%、そのうち労働事件だけを見ると、和解率は63.4%に達しております。今後は住民の方としっかり話し合い、まずは争いの起きないように努力をしていただくことをお願いさせていただきます。

続きまして、行政運営についてですが、先ほど一例についてお話ししていただいたわけなんですが、職員の出張は一件もなかったということでもよかったですでしょうか。その点がちょっと私は腑に落ちないなあとは思ったんですが、あとそろっていないものが散見されているというところなんですけど、条例、規則等を遵守して行政運営をしていくことは当たり前のことです。まずは現状定められている条例、規則等をしっかり守ることから始めてください。

条例、規則等が遵守されていない不備がどれだけあるのか、正確な調査及び調査結果報告をお願いいたします。そして、いつくらいをめどに安八町行政が条例、規則等を遵守した行政運営を徹底できるのかお聞かせください。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 答弁いいですか。

水谷秀平君。

調整監 傍聴議員の再質問に対して回答させていただきます。

先ほど傍聴議員が御指摘された旅費支給規則に関しては、先ほど説明したとおり、出張中、赴任中における職員の死亡における旅費の請求であることから、該当する事案がないというふうにお答えした次第でございます。その

ほか職員については、当然出張等旅行はしております。ただし、先ほども説明しましたとおり、現在順次改善を図っておりますが、全てが規程や規則に従って定められたとおり運用しておるところではなく、別の様式によって運用が図られているところも散見されるところであり、現在順次改善を図っているところがございます。

早急に法令、それから条例、規則に沿った状態にしたいと思います。いつまでというちょっと期限は、ここでは明言はできませんが、よろしく願いします。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

先ほどいつまでという明言はされないというお話でしたが、これは条例、規則等を遵守するというのは当然のこと、当たり前のものでありまして、本当に一日でも早く、一時間でも早く徹底していただけるようお願いをいたしまして、私からの質問は終わらせていただきます。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。15分から再開をいたしますのでお集まりください。お願いします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 大平文雄君。

5番 報告させていただきます。

昨日12月18日、山中議長様に提出させていただきましたものを朗読させていただきます。

令和元年12月18日、安八町議会議長 山中美恵子様。

議会改革特別委員会委員長 大平文雄。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和元年12月10日火曜日、午後1時15分から。  
出席者、委員全員、議会事務局長。

### 3. 事件及び審査の結果。

議会改革特別委員会設置が承認され、最初の特別委員会を開催しました。  
議会報告会のあり方について、過去5年間実施したことについて検証しました。また、他の自治体の議会改革に対する取り組み姿勢についても検討しました。

結果として、若い人に議会に関心を持ってもらうための方法、議会報告会の趣旨に沿って実施していくなど、次回の特別委員会開催までに各委員からの意見を募り、その意見をまとめ、方向性を示すことになりました。

4番、少数意見の留保の有無はございません。

その他、ありませんでした。

以上でございます。

議長 続きます。民生文教常任委員長 岩田讓治君。

8番 民生文教常任委員会の事件に関しまして、審査の結果、次のとおり報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

会議の実施は、令和元年12月11日水曜日でございます。午後1時30分から実施をいたしました。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございます。

議第58号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）、議第62号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）並びに議第63号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。

審査の結果、当委員会にかかわる部分については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、現地視察をいたしまして、ハートピア安八を見学いたしました。中でも、企画展であります犀川事件、図書館の貸し出し状況並びに町史編さんの進捗状況について担当者より説明を受けました。以上でございます。

議長 続きまして、総務産建常任委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、総務産建常任委員会の報告を行います。

安八町議会議長 山中美恵子様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、令和元年12月13日金曜日、午後1時30分から行いました。

出席者は委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果を申し上げます。

議第52号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、議第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議第54号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第55号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第56号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第57号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について、議第59号 安八町土地改良事業分担金徴収条例制定について、議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）について審査をいたしました。

審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、現地視察では中日本高速道路名古屋支社一宮道路管理センターに行ってきました。

この関係につきましては、スマートインターができて以来、非常にその利用状況が予定の倍以上利用されるというようなことでしたので、こちらのほうを選択させていただきました。交通管制事業の取り組みや、災害時のBCP対策について説明を受けております。

以上で総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

---

議長 日程第4、議第52号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第5、議第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第54号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第55号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第56号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



議 長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第57号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第58号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第59号 安八町土地改良事業分担金徴収条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第60号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第61号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第14、議第62号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第15、議第63号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第4回安八町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さんでございました。

1時から全員協議会を行いたいと思いますので、委員会室にお集まりください。御苦労さんでございました。

（閉会時間 午前11時30分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月19日

議 長            山 中 美 恵 子

議 員            大 平 文 雄

議 員            西 松      巖